

## 第33回名取市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和6年1月25日(木)  
開 会 午後2時00分  
閉 会 午後2時45分
2. 場 所 名取市役所6階 第1会議室
3. 提出議案  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について  
議案第2号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に対する意見について
4. 報告事項 (1) 農地賃貸借権解約について
5. 出席委員 (27人)  
会 長 15番 大友 正一  
農業委員 1番 相澤 喜美      2番 今野 一忠      4番 武田 由美子  
            5番 入間川 昭一      6番 佐伯 美和      7番 入間川 康弘  
            8番 渡邊 正明      9番 大内 繁徳      10番 布田 順一  
            11番 松浦 岩男      12番 昆布谷 功治      13番 松浦 朋子  
            14番 引地 長一  
欠席委員 3番 洞口 ゆかり  
推進委員 1番 大内 伸一      2番 山路 康則      3番 長田 幸夫  
            5番 齋 重昭      6番 遠藤 勝典      7番 橋浦 福男  
            8番 三浦 裕一      9番 櫻井 勉      10番 武藤 光雄  
            11番 西山 剛      12番 松浦 崇      13番 松浦 正博  
            14番 相澤 早苗  
欠席推進委員 4番 菅野 弘一
6. 事務局出席職員  
  
事務局長 松野 晴美      主査 伊藤 政文
7. 会議の内容 別紙議事録のとおり

## 第33回名取市農業委員会総会議事録

### 【開 会】

午後2時00分、ただいまから、名取市農業委員会第33回総会を開催いたします。  
本日の総会は、農業委員14名、農地利用最適化推進委員13名、計27名出席です。  
よって、会議規則第8条の規定により、総会が成立していることを報告致します。

### 【修 礼】

### 【議長選任】

名取市農業委員会会議規則第7条の規定により会長が議長となり、議事を進行した。

### 【議事の内容】

○ 議長（大友正一会長）

#### ◎議事録署名委員の指名

議長において次の2名を議事録署名委員に指名をした。

2番 今野 一忠 委員      4番 武田 由美子 委員

#### ◎議事の概要

《議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について》

○ 議長（大友正一会長）

それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を議題といたします。相澤喜美代表委員、説明をお願いします。

○ 4班代表委員（相澤喜美委員）

先日、担任委員会として農業委員第4班と農地利用最適化推進委員第1班により、現地調査を行い、関係者より実情を聴取してまいりました。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和6年1月25日提出。

番号1、大字・字・地番は、高館川上字薬師11番1、地目は登記・現況共に畑で、登記面積は543㎡です。権利種別は賃借権設定で、貸付人・借受人の住所・氏名については議案書のとおりです。借受人の経営面積は0a、世帯員2人、労力人は1人です。賃貸借設定の期間は許可決定後10年間で、10aあたり18,416円、年額では10,000円です。

位置図・公図につきましては、議案書の3ページ、農地法第3条の判断基準については、担任委員会資料をご覧ください。申請地は、樽水ダムの西端からもう少し西に少し入ったところの県道名取村田線沿いです。この件につきましては令和5年4月1日から名取市ホームページに掲載しております、「賃貸借・売買を希望する農地情報」の紹介から申し入れられたものです。借受人につきましては、5年ほど前から農業について学び、農作業を行っており、来年定年を迎えた後に就農したいとのことで、新規就農の扱いになります。営農計画書と耕作計画書が提出されておまして、ニンジン、ラディッシュ、パプリカなどのカラフル野菜を中心に少量多種を栽培し、将来的には自宅に販売小屋を設けて販売したいとのことです。現在所有の農機具については、耕運機と草刈機が各1台ですが、当該地の面積は543㎡で、それほど広い農地ではないため耕作は可能だと思われまます。運搬する手段ですが、現在トラック等は所有していないのですが、手配していきたいとのことです。また、近くに子供たちがおり、収穫等の手伝いをお願い出来るとのことでした。該当地は、既にイノシシ除けのフェンスが張られ、耕作可能な状況にあると考えます。農地法第3条第2項の判断基準は、すべて該当なしとなります。

番号2、大字・字・地番は、手倉田字堰根511番外10筆で、地目は登記・現況共に田、登記面積は堰根511番につきましては1,878㎡、他10筆については、9,812㎡、合計11,690㎡です。権利種別は後継者への贈与で、譲渡人・譲受人の住所・氏名については議案書のとおりです。譲受人の経営面積は137a、世帯員5人、労力人3人、備考として、贈与は持分の一部を後継者へ贈与するという事です。位置図・公図につきましては議案書の4ページから6ページ、農地法第3条の判断基準につきましては、担任委員会資料をご覧ください。申請地は名取市立増田西小学校の西側と国立仙台高等専門学校名取キャンパスの南側にある水田の中にあります。娘と娘の夫に持分3分の1ずつを贈与するという事で、この件につきましては、この後、議案書15ページの報告事項(1)1番で農地賃貸借権解約として報告される案件で、贈与に先立ち申請地を含む12筆の賃貸借権解除の報告中、11筆の贈与で、残りの1筆は離れたところにあるため、今回の贈与分には含まないとのことです。

番号3、大字・字・地番は、愛島塩手字野田67番外8筆、地目は登記・現況共に田で、登記面積は野田67番については1,222㎡、他8筆は、3,787㎡、合計5,009㎡です。権利種別は売買による所有権の移転で、譲渡人・譲受人の住所・氏名については議案書のとおりです。譲受人の経営面積は172a、世帯員2人、労力人2人で、売買の10aあたりの金額は100,000円、総額500,000円です。位置図・公図につきましては議案書の7ページから9ページ、農地法第3条の判断基準につきましては、担任委員会資料をご覧ください。申請地は、国立仙台高等専門学校名取キャンパスや宮城県立がんセンターがある野田山の南西です。現在は塩

手の大豆転作組合により大豆が長く作られている所とその周辺になります。譲渡人については、前回の農業委員会総会において農地法第3条の申請を出しており、今回の申請は愛島塩手字野田にある水田の売買となります。譲渡人が農地を手放す理由は前回同様で、夫の死亡で営農が困難となったことです。譲受人は譲渡人から直接依頼されたという案件になっております。なお、大豆転作組合が当面は大豆を作付けしていくとのことですが、譲受人は経営規模拡大のため農地を取得しており、営農は十分やっつけられるものと考えます。

番号4、大字・字・地番は、増田字大畔492番1、地目は登記・現況共に田で、登記面積は2,095㎡です。権利種別は贈与で、譲渡人・譲受人の住所・氏名については議案書のとおりです。譲受人の経営面積は20a、世帯員3人、労力人は2人です。後継者への贈与となります。位置図・公図につきましては議案書の10ページ、農地法第3条の判断基準につきましては、担任委員会資料をご覧ください。申請地は、イオンモール名取の南側で、増田川を渡ってすぐのところにあります。去年は休耕という形になってしまいましたが、来年以降は作付けを復活させ、来年は大豆の作付けが予定されている地域です。

番号5、大字・字・地番は、愛島笠島字宮下32番、地目は登記・現況共に田で、登記面積は509㎡、愛島笠島字宮下40番、地目は登記・現況共に田で、登記面積640㎡、愛島笠島字宮下90番1、地目は登記・現況共に田で、登記面積324㎡、愛島笠島字南東宮下89番、地目は登記・現況共に田、登記面積203㎡、面積合計は、1,676㎡、権利種別は代物弁済ということになります。譲渡人・譲受人の住所・氏名については議案書のとおりです。譲受人の経営面積は88a、世帯員2人、労力人1人です。この件につきましては、貸付金の代償としての代物弁済(負債整理)となります。この案件につきましては、過去をさかのぼりますと平成30年8月、同一の農地に、農地法第3条申請がなされましたが、総会前に取下げされたという記録がある農地の申請であります。譲渡人は死亡した方の相続財産管理人の弁護士です。320万円ほどの負債の内、今回申請の部分の評価については16万円、この分を処分し、全ての処理が終了するというので、最後の事務処理になると聞きました。当該地は、泥炭地で原状での作付けは、なかなか難しい状況である部分も含まれる事から、譲受人に対策を聞きましたところ、今後草刈りや土壌の改良をするなどして工夫するとの事でしたので、農地を荒らさないようにしてほしい旨依頼しました。この件は、家庭裁判所の審判による許可を受けたものであるという事も付け加えます。農地の現状を変更する場合は、事前に農業委員会事務局へ相談するように指導したところ です。

以上、1番から5番まで、農地法第3条の許可要件を満たしている事から、許可について、問題はないものと考えます。

○ 議長 (大友正一会長)

次に、農地利用最適化推進委員の松浦正博委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（松浦正博推進委員）

議案第1号1番から5番について、担任委員会の現地調査に同行し、実情調査に立ち会いました。1番は、新規就農者による賃貸借で、2番、4番は後継者への贈与です。3番は、経営規模拡大による申請で、5番は代物弁済による農地取得です。

いずれも、適切に管理する事から、許可について、問題はないと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま両委員からご説明、ご意見等いただきました。この案件について、ご質問等はございませんか。

○ 9番（大内繁徳委員）

番号1の新規の農業者についてですが、先ほど相澤委員より農業の実績があるというようなお話でしたが、どのような実績か説明願えればと思います。

○ 4班代表委員（相澤喜美委員）

栽培経験という実績であり、農業経営による実績などの部分には該当しないものです。定年退職後、農業にも従事していきたいと考えており、5年ほど前から、仕事の傍ら、栽培について勉強しており、今回、新規に就農するという事です。

○ 議長（大友正一会長）

大内委員よろしいでしょうか。

○ 9番（大内繁徳委員）

はい

○ 議長（大友正一会長）

他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友会長）

「挙手全員」でありますので、議案第1号は原案のとおり決定といたします。

《議案第2号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第2号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について」を議題といたします。事務局より説明願います。

○ 事務局（伊藤主査）

それでは、議案書12ページをご覧ください。議案第2号「農業経営基盤強化促進

事業農用地利用集積計画に係る意見について、このことについて令和6年1月10日、「農用地利用集積計画」に基づき、農用地利用権設定調整会議で調整したので、意見を求める。令和6年1月25日提出。

農用地利用集積計画の概要。

1 新規・更新の別

新規6件12,752㎡、更新3件8,123㎡、合計9件20,875㎡。

2 利用権を設定する土地

田10筆20,439㎡、畑1筆436㎡、合計11筆20,875㎡。

3 利用権を設定する土地

① 利用権の種類。賃借権設定7件、所有権移転2件。

② 賃借権の存続期間。3年2件、5年4件、10年1件。

③ 借賃（10a当り）。30kg4件、60kg2件、10,000円1件。

④ 所有権移転の売買総額。600,000円1件、1,000,000円1件。

⑤ 借賃の支払方法。毎年12月20日まで賃貸人宅に持参し、支払う。

4 公告予定年月日。令和6年1月31日予定。

5 詳細につきましては、議案書13ページから14ページのとおりです。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま、事務局から説明がありましたが、これについてご質問はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」という声がありましたので、採決いたします。議案第2号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第2号は原案のとおり承認といたします。

《報告事項（1）農地賃貸借権解約について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、報告事項（1）「農地賃貸借権解約について」を議題といたします。事務局より説明願います。

○ 事務局（松野局長）

別紙議案書により報告事項（1）について説明を行い、届出を受理した旨を説明した。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま、事務局から説明がなされました。これについてご質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありました。

それでは、報告事項（1）について承認いたします。

《その他》

○ 議長（大友正一会長）

次に、その他に入ります。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（伊藤主査）

〔県営復興ほ場整備事業の名取地区東部分区・南部分区、岩沼地区第1分区の登記完了につき、申請受付が再開されたことについての説明を行った。〕

○ 事務局（松野局長）

〔2月の農業委員会行事日程、令和6年度の行事日程（案）の説明を行った。〕

〔総会終了後、令和6年度農業労働賃金標準額設定第2回小委員会を開催することについて連絡を行った。〕

〔能登半島地震義援金についての案内があったことを伝えた〕

○ 議長（大友正一会長）

それでは、第33回農業委員会総会の議事の一切を終了いたします。

【閉 会】

午後2時45分、議案審議を終了した旨を報告し、閉会を宣言した。

【修 礼】

名取市農業委員会会議規則第23条第2項の規定により署名する。

令和6年1月25日

名取市農業委員会  
議 長

大友 正一

署名委員 2番

今野 一忠

署名委員 4番

武田 由希子